

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年2月26日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(当直の種類及び勤務時間)</p> <p>第25条 当直は、次の各号に掲げるとおりとし、その勤務時間は、当該当直の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号に定める勤務時間によることができない事情があるときは、当直管理者は、教育長の承認を得て、別にその勤務時間を定めることができる。</p> <p>(1) 宿直 <u>午後5時15分</u>（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第34条第1項に規定する半日勤務日（以下「半日勤務日」という。）にあつては、午後零時30分）から翌日の午前8時30分まで</p> <p>(2) 日直 休日及び週休日の午前8時30分から<u>午後5時15分</u>まで及び所属長が必要と認めた場合の半日勤務日の午後零時30分から<u>午後5時15分</u>まで</p>	<p>(当直の種類及び勤務時間)</p> <p>第25条 当直は、次の各号に掲げるとおりとし、その勤務時間は、当該当直の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号に定める勤務時間によることができない事情があるときは、当直管理者は、教育長の承認を得て、別にその勤務時間を定めることができる。</p> <p>(1) 宿直 <u>午後5時</u>（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第34条第1項に規定する半日勤務日（以下「半日勤務日」という。）にあつては、午後零時30分<u>又は午後零時15分</u>）から翌日の午前8時30分まで</p> <p>(2) 日直 休日及び週休日の午前8時30分から<u>午後5時</u>まで及び所属長が必要と認めた場合の半日勤務日の午後零時30分<u>又は午後零時15分</u>から<u>午後5時</u>まで</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。